電氣新聞　1994年(平成6年) 3月30日(水曜日)

時代の流れに寄り添いながら…

業務を民間に委託

75年の歴史に幕

流速計検定所（発電水力調査用）

大正八年以来、発電水力調査用流速計の検定業務を行ってきた通産省流速計検定所（所長＝鈴木舜一・資源エネルギー庁公益事業部発電課水力調査班長）が今年度末で閉所し、七五年の歴史に幕を降ろすことになった。四月一日から同検定業務は、電力中央研究所の関連会社、シー・アール・エス（小宮康雄社長）に委譲される。平成三年一月に大蔵省が同検定所の移転を要請、こうした動きを受け、エネ庁では行政事務の効率化の観点から民間指定機関への委譲の道を探ってきた。きょう三〇日、電気事業法の発電水力流量測定規則の省令一部改正とともに、同規則の細目を定める告示の公布を行う。

流速計検定所は、第二次発電水力調査（大正七年―一一年）の実施に際し、大正八年に逓信局電気局に設置された。その後、電気庁、軍需省、商工省、資源庁、公益事業委員会、通産省、資源エネルギー庁と行政機構の改変を経ながらも、水力調査担当部課において、係数試験を実施してきた。現在は年間二五〇〇台程度の流速計の検定業務を行っている。

今回の民間委譲は、昭和五七年一二月の臨時行政調査会第三部会報告、および五八年三月の同調査会最終答申で「行政機関で自ら検査を実施しているものについて積極的に民間指定機関等に委譲すべき」との指摘があったのが背景。平成三年一月には、大蔵省から「日米構造問題協議における大都市地域の未・低利用国有地の有効利用に鑑み、流速計検定所の移転について積極的に検討するよう」との要請もされていた。

エネ庁では、こうした流れに対応、流速計検定業務のあり方を総合的に検討してきたが、行政事務の効率化を目指すため、平成六年度からシー・アール・エスに委譲していくことを決めた。同社は電中研の狛江研究所敷地内で検定業務を行っていく。それに伴い、東京都世田谷区大原にある現在の通産省流速計検定所は、五年先あたりをめどに大蔵省に返却する。

通産省は、流速計検定所の閉所に向け、現存している逓信省令にある流速計係数試験規則を廃止するとともに、電気事業法第一〇一条、第一〇二条に基づく発電水力流量測定規則（第五条第二項）の一部改正、同規則の細目を定める告示について、きょう三〇日に公布し、四月一日から施行する。通産省組織規程と事務分掌規程は、七月一日に一部改正の予定だ。